

○長崎県保険者協議会委員及び専門部会委員推薦要領

平成27年5月28日制定

この要領は、長崎県保険者協議会設置運営規程(平成27年5月28日制定)第3条第3項及び長崎県保険者協議会専門部会運営要綱(平成27年5月28日制定)第3条第2項の規定に基づき、長崎県保険者協議会委員及び専門部会委員の推薦数及び推薦方法等について必要な事項を定めるものとする。

1 委員の推薦数

各団体(保険者等)からの委員の推薦数は次のとおりとする。

(1) 保険者協議会16人

- ア 全国健康保険協会長崎支部を代表する者 2人
- イ 健康保険組合を代表する者 1人
- ウ 国民健康保険の市町を代表する者 3人
  - (ア) 市 2人
  - (イ) 町 1人
- エ 国民健康保険組合を代表する者 1人
- オ 共済組合を代表する者 1人
- カ 後期高齢者医療広域連合を代表する者 1人
- キ 健康保険組合連合会支部を代表する者 1人
- ク 国民健康保険団体連合会を代表する者 1人
- ケ 長崎県担当部署 2人(国保・健康増進課、医療政策課)
- コ 長崎県医師会 1人
- サ 長崎県歯科医師会 1人
- シ 長崎県薬剤師会 1人

(2) 専門部会

① 企画分析部会 11人

- ア 全国健康保険協会都道府県支部を代表する者 1人
- イ 健康保険組合を代表する者 1人
- ウ 国民健康保険の市町を代表する者 3人
  - (ア) 市 2人
  - (イ) 町 1人
- エ 国民健康保険組合を代表する者 1人
- オ 共済組合を代表する者 1人
- カ 後期高齢者医療広域連合を代表する者 1人
- キ 国民健康保険団体連合会を代表する者 1人

ク 長崎県担当部署 2人(国保・健康増進課、医療政策課)

② 保健事業部会 11人

ア 全国健康保険協会都道府県支部を代表する者 1人

イ 健康保険組合を代表する者 1人

ウ 国民健康保険の市町を代表する者 5人

(ア) 市 3人

(イ) 町 2人

エ 共済組合を代表する者 1人

オ 後期高齢者医療広域連合を代表する者 1人

カ 国民健康保険団体連合会を代表する者 1人

キ 長崎県担当部署1人(国保・健康増進課)

2 委員の推薦方法等

長崎県保険者協議会の事務局から、長崎県保険者協議会会長名で各団体(保険者等)に推薦依頼を行うものとする。

ただし、「国民健康保険の市町を代表する者」にあつては、長崎県都市国保険事務研究協議会及び長崎県町村国民健康保険事務研究協議会に推薦依頼を行うものとする。

附 則

この要領は、平成27年5月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年12月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年5月2日から施行する。